

神戸学院大学無線 LAN 利用ガイドライン

制定 2006 年 6 月 30 日

一部改正 2006 年 10 月 27 日

一部改正 2007 年 7 月 6 日

- 1 食堂、ピロティ、実習室、実験室等の公衆エリアに設置された情報処理センター管理の無線 LAN アクセスポイントに端末を接続し、本学情報ネットワークへの接続を希望する利用者は、無線 LAN 接続申請書を情報処理センター所長に届け出て接続の許可を得なければならない。
- 2 上記 1 により接続の許可を得た利用者は、情報処理センター所長が定める接続設定を遵守するとともに、この設定情報を他に教えてはならない。
- 3 上記 1 又は 2 のために違反した場合、情報処理センター所長は本学情報ネットワークへの接続を拒否することができる。
- 4 無線 LAN アクセスポイントを設置し、本学情報ネットワークへの接続を希望する利用者は、無線 LAN アクセスポイント設置申請書を情報処理センター所長に届け出て設置の許可を得なければならない。
- 5 上記 4 により設置の許可を得た利用者は、アクセスポイントの管理者としてアクセスポイントの設定においては次の各号を遵守しなければならない。
 - (1) 情報処理センター所長が定める暗号化設定
 - (2) 情報処理センター所長が定める SSID の設定
 - (3) MAC アドレスフィルタリングの実施等によるアクセスポイントへの接続可能な端末の制限
- 6 利用者が上記 4 又は 5 のために違反した場合、情報処理センター所長は、学部長、研究科長又は部署長を通じて違反行為を中止するように警告することができる。利用者が警告に従わない場合、情報処理センター所長は、情報ネットワーク運用基準で定める基幹情報ネットワークへの接続を拒否することができる。
- 7 このガイドラインは、2007 年 7 月 6 日から実施する。